

【 手術 】

871 食道・胃静脈瘤硬化療法施行1週間以内（＝7日以内）の「アルゴン
プラズマ凝固法（A r g o n P l a s m a C o a g u l a t i o n :
A P C）」の算定について

《令和8年8月31日》

○ 取扱い

K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）施行1週間以内（＝7日以内）の「アルゴンプラズマ凝固法（A r g o n P l a s m a C o a g u l a t i o n : A P C）」の算定は、原則として認められない。

○ 取扱いを作成した根拠等

K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）については、厚生労働省通知*において「「一連」とは1週間を目安とする。治療上の必要があつて初回実施後1週間を経過して実施した場合は改めて所定点数を算定する。」とあり、再度の算定は「1週間を経過」してから可能となる。

以上のことから、K533 食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）施行1週間以内（＝7日以内）の「アルゴンプラズマ凝固法（A r g o n P l a s m a C o a g u l a t i o n : A P C）」の算定は、原則として認められないと判断した。

なお、7日経過した後の「アルゴンプラズマ凝固法（A r g o n P l a s m a C o a g u l a t i o n : A P C）」を行った場合は算定できると判断した。

（※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について